



	<p>(水道局)</p> <p>中谷 宏平 管理部次長 吉岡 司 管理部料金課長 岩船 秋男 事業部東部営業所長 竹村美智代 管理部料金課調定係主任</p> <p>(教育委員会)</p> <p>小林 良一 生涯学習部次長 中村 文信 学校教育部保健給食課長 水上 裕行 学校教育部保健給食課主査 出村美智子 学校教育部保健給食課主査</p> <p>(企画部)</p> <p>藤田 秀樹 国際水産・海洋都市推進室長</p> <p>(計 24名)</p>
<p>1 開 会 (14時00分)</p>	
<p>沢田課長</p>	<p>本日は、ご多用のところ、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、はじめさせていただきます。</p> <p>本日の会議は、地域審議会を設置に関する規程第8条第5項の定めにより、公開としております。</p> <p>それでは開会にあたりまして、二木会長よりご挨拶をいただきたいと思います。二木会長よろしくお願いたします。</p>
<p>2 会長あいさつ</p>	
<p>二木会長</p>	<p>山が紅葉に映え、浜には秋サケが戻って自然の恵みに感謝する時期を迎えました。これから冬に向かって準備を進める頃でもあります。委員の皆様には、時節柄何かとお忙しい中ご参集頂きまして誠にありがとうございます。</p> <p>さて、本日の審議会では、平成22年度地域別事業計画(案)について説明をする予定となっております。</p> <p>また、地域振興全般に関する意見交換では、4つの説明を予定しています。</p> <p>最初に、水道局から「函館市水道局東部営業所管内の家庭用以外の水道料金の統一について」、次に教育委員会から「椴法華中学校学校給食共同調理場の概要について」と、「東部4地域の学校給食費および給食回数の統一について」、最後に、企画部から「函館市国際水産・海洋都市構想について」報告してもらい、皆様のご意見をいただく予定となっております。委員各位の忌憚のないご意見、ご提言を期待して、開会の挨拶とさせていただきます。</p>

<p>沢田課長</p>	<p>先ほど会長の挨拶にもありました通り後程4つの説明事項がございます。このため水道局・教育委員会・企画部から職員が出席しておりますので、事務局から紹介させていただきます。</p> <p>最初に、</p> <p>水道局管理部 中谷 宏平 次長  水道局管理部 吉岡 司 料金課長  水道局事業部 岩船 秋男 東部営業所長  水道局管理部 竹村美智代 料金課調定係主任</p> <p>次に、</p> <p>教育委員会生涯学習部 小林 良一 次長  教育委員会学校教育部保健給食課 中村 文信 課長  教育委員会学校教育部保健給食課 水上 裕行 主査  教育委員会学校教育部保健給食課 出村美智子 主査</p> <p>最後になりますが、</p> <p>企画部国際水産・海洋都市推進室 藤田 秀樹 室長</p> <p>以上の職員が出席しております。</p> <p>これより会議を進めて参りますが、進行につきましては、地域審議会の設置に関する規程第8条第2項の規定により、会長が議長を務めることになってございますので、二木会長にお願いしたいと存じます。</p> <p>会長、よろしくお願いたします。</p>
<p>3 出席委員の報告</p>	
<p>二木会長</p>	<p>会議次第の3 出席委員の報告についてですが、本日の出席委員は15人中12人が出席し、過半数を超えておりますので、地域審議会の設置に関する規程第8条第3項の規定により、会議は成立しております。</p>
<p>4 議 題</p>	
<p>二木会長</p> <p>沢田課長</p> <p>沢田課長</p>	<p><b>(1) 前回の意見等の集約結果と取組状況について</b></p> <p>それでは、会議次第の4 「議題」(1)前回の意見等の集約結果と取組状況について事務局から説明をお願いします。</p> <p>前回の意見等の集約結果と取組状況について、事前に資料を配布しておりますが、各担当課長からご説明いたします。</p> <p>(説明) 前回の意見等の集約結果と取組状況について (資料1・参考資料)</p>

<p>高事務長 前田所長 安田課長 工藤課長</p>	
<p>二木会長</p>	<p>ただいまの説明について、何かご質問・ご意見等あればお願いします。</p>
<p>長田委員</p>	<p>病院の事業概要の説明を受けましたが、これほど時間がかかるものなのか、最初は7月下旬の発行予定が印刷の関係で8月中旬になると、それがさらに遅くなって9月上旬からホームページに公開してありますからそれを見なさいということですが、以前から話しているように早めに資料が欲しいという要望に対して手元に届いたのはつい先日の10月中旬であった。こちらの気持ちが伝わっていなかったのか、もっと誠意をもって頂きたい。</p> <p>さらに事業概要についての質問については、直接高事務長へお願いしたいということだが、それは質問に対してこの場で答えられないのか、それとも都合が悪いからなのかその辺のことをはっきり答えていただきたい。</p>
<p>高事務長</p>	<p>ご質問の件についてですが、当初8月中旬の発行予定でありましたが、病院局において3病院分をまとめていく段階で時間を要し、発行が遅くなったということでございます。資料提供が遅くなったことにつきましては申し訳ないと思っております。次年度からは病院局にお願いしてなるべく早く公表できるようにお願いしていきたいと思っております。</p> <p>また、この場で質問に答えられないのかというご質問につきましては、この事業概要に関して説明致しますと時間もかかりますし、説明に要する細かい資料まで用意できていない部分もありますので、後程私の方に直接ご質問をお願いしたいと説明した次第でございます。ご理解をお願い致します。</p>
<p>長田委員</p>	<p>事務長の意図はわかりましたが、それは説明にならないでしょう。事業概要についての細かい資料を持ち合わせていないというその姿勢はどうなのか、もっときちんとしてほしい。</p> <p>事業概要についても当初から早く欲しいと言っているのに、こんなに遅れて、しかも発行されているのに直前に資料を出されて、いまこの場で質問して下さいと言われてもできるわけがないでしょう。できないから早く資料が欲しいと言っているのに、その気持ちをわかってやっているのかそうでないのか、どっちなんだ。</p>
<p>鳴瀬委員</p>	<p>長田委員のいうことはわかりますが、いまそれを言っても簡単に理解できるものではないですよ。</p>

長田委員	鳴瀬委員、あなた何を言ってるんですか！
鳴瀬委員	この資料を30分やそこらで資料の全部を説明しろと言うことも無理な話でしょう。
長田委員	だから、早く資料が欲しいって言っているんです！
鳴瀬委員	今資料が出てきたのだから、この次の地域審議会までに自分でどの部分を質問するのか事務局にも確認してきたらいいでしょう。
長田委員	なんで、あなたは私の発言にいちやもんをつけるんですか！
鳴瀬委員	そういうことを言っているのではありません！ 委員みんなの意見でしょう！
二木会長	今説明がありました事について、長田委員も資料提供が遅くなったことや、納得いかない面もあろうかとは思いますが、膨大な資料でございます。時間もない中でもありますので、後程じっくりと資料をご覧いただき、質問等がございましたら説明にありましたとおり、遠慮なく後程その部分について詳細な説明を受けるようお願いしたいと思います。
二木会長	議題(1)についてはこの辺で締めさせていただきたいと思いますがよろしいですか。  (委員から「はい」の声)
	<b>(2) 平成22年度地域別事業計画(案)について</b>
二木会長	続きまして議題(2)平成22年度地域別事業計画(案)について、事務局から説明させます。
沢田課長 安田課長 工藤課長 高事務長 前田所長	(説明)平成22年度地域別事業計画(案)について(資料2)
二木会長	ただいまの説明について、何かご質問・ご意見等あればお願いします。

原田委員	つつじ公園の整備について、要望したいのですが、（前山の）遊歩道について、遊歩道に木々が覆いかぶさるような感じになっているので通行しやすいように周辺の伐採をお願いしたい。
安田課長	予算につきましては、草刈りやつる切りの予算で一部実施している部分もありますが、再度現地を確認して通行に支障のある部分につきましては整備していきたいと思います。
長田委員	外国人英語指導助手の活用について、日本人でも英語の堪能な方がいるけれども外国人だけに限定した取り組みなのかお聞きしたい。
前田所長	このAETの事業について詳細に把握しておりませんので、後程確認の上、お答えしたいと思います。
鳴瀬委員	<p>地域コミュニティについて、今年度「支所長の知恵の予算」があるのは承知しております。</p> <p>たとえば古武井地区で神社の祭典があり行列が支所のところへきますと、以前はお酒などが出されていたそうですが、最近は全くなかったと地域の方からお聞きしました。信仰の自由などの問題からだとは思いますが、地域の鎮守さんですから支所長個人からであればそれは可能だと思います。その点についてお尋ねします。</p>
坂本支所長	<p>鳴瀬委員からお話がありました。最もな事と思っております。問題は今鳴瀬委員がご指摘の通りでございます。宗教的なことに関しましては自治体が神社の改修にお金を出したとか、今年全国的に裁判がありました。</p> <p>基本的な事に関しましてはご存知のとおり、神社やお寺さんなど宗教法人に直接支出することは憲法違反という傾向があります。</p> <p>地域においては、どちらかという信仰とか宗教というよりは地域の慣習というか地域のまとまりということが実態なのだろうという気が致しますが、行政が支出するということは制約がありますので、今お話しされた趣旨も含めましてどのような形が可能なのか検討させていただきたいと思っております。</p> <p>また、先ほど地域振興課長からも説明致しましたが、今年度市長から4支所長に100万円を予算配当されておりまして、まだ執行しておりません。今年度につきましては特定の地域や団体に偏らず、みなさんが利用できるものについて使えないか考えております。今のところ確定しているのは、毎年開催しております恵山地区文化祭に落語家の東家夢助師匠に講演をお願いして笑いも含めて地域を元気づけていただけたらと考えております。</p>

2つ目は、現在大潤保育園とのぼら保育園を統合した保育園を建設中ですが、新保育園の名称を募集したところ恵山・楸法華両地域とも「つつじ」という名称がとて多い結果でした。名称は最終的に条例で決定されますが、「函館市つつじ保育園」という名称になろうかと思えます。

実は、旧恵山病院の敷地内にはつつじの木が多く残っており、過去の経過をお聞きしますと地域の方から寄付された木だそうでございまして病院が移転した現在もつつじの木が敷地に残されたままになっております。

過去の経過や新保育園の名称などから、そのつつじの木を移植してあげたいと考えております。工事の進捗状況や子供たちの安全上の問題、運動スペースの確保などを検討しながらつつじの木を移植したいと考えております。

3つめには、恵山市民センターにお風呂が併設されておりますが、現在脱衣場は脱衣カゴを使用しております。プライバシーの問題や、観光でいらした方も利用しておりますことから、男女それぞれの脱衣場に使用後に硬貨が返却される方式のカギ付きロッカーを設置したいと考えております。

以上の3点について今年度の予算で執行を考えております。来年度は額だけが示され、その執行についてはその年度の中で検討していくことになります。先ほど鳴瀬委員からお話のありましたことにつきまして、法に抵触しない範囲で可能なものもあろうかと思えますので検討させていただきたいと思えます。

二木会長

他になれば議題2について、これで終了してよろしいですか。

(委員から「はい」の声)

### (3) 地域振興全般に関する意見交換について

#### ①□ 東部営業所管内の家庭用以外の水道料金の統一について

二木会長

それでは次に、議題(3) 地域振興全般に関する意見交換に入らせていただきます。本日は説明事項が4点あります。

最初に、水道局から函館市水道局東部営業所管内の家庭用以外の水道料金の統一について説明をお願いします。

水道局  
吉岡料金課長

(説明) 東部営業所管内の家庭用以外の水道料金の統一について (資料3)

二木会長	<p>ご意見・ご質問等ございましたら発言をお願い致します。</p> <p>( 発 言 な し )</p> <p>②椴法華中学校学校給食共同調理場について ③東部4地域の学校給食費および給食回数の統一について</p>
二木会長	<p>次に、教育委員会から椴法華中学校学校給食共同調理場についてと東部4地域の学校給食費および給食回数の統一について説明をお願いします。</p>
教育委員会 中村保健給食課長	<p>(説明) 椴法華中学校学校給食共同調理場について(資料4-1) 東部4地域の学校給食費および給食回数の統一について(資料4-2)</p>
二木会長	<p>ご意見・ご質問等ございましたら発言をお願い致します。</p>
鳴瀬委員	<p>新しい給食調理場の職員の採用はどうなるのでしょうか。今までは戸井・恵山・南茅部に分かれていましたが、新施設の人数的に例えば退職者がいるとか、極端に言えばクビになる職員がいるとかそういうことにはならないのでしょうか。</p>
教育委員会 中村保健給食課長	<p>新施設の態勢につきましては今後決まってくるのですが、現在3地域で働いている方につきましては、今年の5月に態勢が変わる事についてお話をさせていただいております。</p> <p>今後につきましては、共同調理場の態勢が決まりますと、それに伴いまして当方でできることがありましたらお話をさせていただきたいと考えております。</p>
鳴瀬委員	<p>人数が減ることなののでしょうか</p>
教育委員会 中村保健給食課長	<p>現在、3調理場では正職員・嘱託職員・臨時職員の方が働いており、新しい施設で働く人数は全体比較で減る形になります。</p>
鳴瀬委員	<p>給食費の未納問題について4地域に関してはどうなののでしょうか。</p>
教育委員会 中村保健給食課長	<p>給食費の未納については函館市全体では99.3%の納入率となっており若干未納の方がおります。4支所管内に関しましては、完納のところもございますし、98%の納入率のところもあり若干調理場で差がございます。</p> <p>未納者には、お便りをだしたり機会あるごとに納入していただくようお願い</p>

<p>二木会長</p>	<p>お願いしております。</p> <p>他にございますか。なければ教育委員会からの説明についてはこれで終了致します。</p> <p>次に企画部の説明ですが、機器の準備のためここで5分間休憩致します。</p> <p>なお、説明が終わりました水道局ならびに教育委員会の方は、退席していただいで結構です。</p> <p>それでは5分間休憩致します。</p> <p style="text-align: center;">= = = = = 休憩（5分間） = = = = =</p> <p><b>④函館市国際水産・海洋都市構想について</b></p>
<p>二木会長</p>	<p>それでは、再開します。</p> <p>最後に、企画部から 函館市国際水産・海洋都市構想について説明をお願いします。</p>
<p>企画部 藤田国際水産・海洋都市推進室長</p>	<p>(説明) 函館市国際水産・海洋都市構想について (参考資料)</p>
<p>二木会長</p>	<p>ただいま企画部から函館市国際水産・海洋都市構想についてプロジェクト等を使用して説明がありましたが、委員の皆さんからご意見・ご質問等ございましたら発言をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">( 発 言 な し )</p>
<p>二木会長</p>	<p>発言がないようですので、企画部のみなさんにつきましてはこれにて退席していただいで結構です。</p> <p><b>⑤その他</b></p>
<p>二木会長</p>	<p>各部局からの説明が終わりましたので、これより地域振興全般に関するのその他に移ります。事務局から補足等がありましたらお願いします。</p>
<p>沢田課長</p>	<p>特に補足することはありませんが、みなさんが地域審議会委員になられてから4回目の地域審議会となります。これまでみなさんから貴重なご意見やご提言をいただいで参りましたが、今後につきましても地域振興に資する意</p>

	<p>見や要望など、また行政活動の中でご不明な点や住民サービスの点で疑問を感じている点などありましたら、忌憚のないご意見・ご提言をお願いしたいと思います。</p>
二木会長	<p>ただいま、事務局から補足がありました。地域振興全般に関し、何か意見等がありましたらお願いします。</p>
原田委員	<p>御崎地区にある露天風呂の管理などについてですが、パンフレットには載っていないのですが、いろんなガイドブックに掲載されているらしく、それを見て観光でいらした方が行くと、「他人は入るな」みたいな看板があり入る事ができない。それなのに道路には大きく『浜の湯』と書かれた看板がかかっている。「入れないなら入れなくてもいいけど、入れないなら案内するな！」と苦情を言うてくる状況です。管理についてお聞きしたい。</p>
坂本支所長	<p>浜の湯のお話だと思います。経過から申し上げます。地元の方ですのでご承知のことと思いますが、海岸線に湧出していた温泉に地元の方が囲いを造ったり多少手を加えて利用していた。道道元村恵山線の拡幅計画が出て、事業が行われるにあたってその湧出していたところが道路にかかってしまうようことになりまして、函館土木現業所が工事を実施したのですが、その際に地元との話合いが行われまして、当時の恵山町が間に入りまして、地元の方はなんとか残してほしいと、道路も拡幅して欲しいが浜の湯も残して欲しいとこういう話になりました。それで函館土木現業所のほうは、まあわかりました、そういうことであれば道路を造るにあたっての補償費ということで新たに浴槽と脱衣場、さらに自然湧出している場所が道路になってしまいますので、山側に削井してお湯を引けるようにしましょうと、その費用は道路の補償費ということで、北海道の方で出しましょうということになったのですが、先ほど話しましたように海岸線に自然湧出していたものですので、もともとの所有権というのが定かでなかった、土木現業所の方は国からも補助金を受けて補償費を払うので、支払うための客体が必要であったのですが、所有者がいないという状況になってしまった、それでやむを得ず恵山町にお金を出しましょうと、恵山町が道からお金をもらってそれで工事をしてくださいというかたちで整理したものであります。</p> <p>結果として恵山町が発注した工事なものですから出来上がった成果品は誰のものかということになり、結局恵山町のものにならざるを得なかったということなのですが、先ほども言いましたが、自然湧出していたものを地先の方が使っていたものであるので、行政としての公の施設ではなかったが共同浴場のような形であったためなんとなく恵山町のものになってしまった。</p> <p>昔は地先である御崎地区の方々が管理していましたので、恵山町としても清掃とかをそのまま御崎地区の方がやってくださいね。ということになります。</p>

した。

結果、厳密に言うと町の財産となり合併後の現在は函館市の財産でありますので、函館市民といわず、公の施設であれば利用料等が必要な場合もありますが、誰でも利用できるということになります。

厳密に言えば函館市の財産なのですが、財産調書という公の施設を記載した台帳があるのですが、そこにも記載はされていない状況です。もともと所有権のないものだったということもあります。

ところが、一方では民間の旅行雑誌等には自然温泉として（浜の湯）が紹介されておりまして旅行者の方が旅行に来たついでに入りたいというようなこともあります。

それで、結果としてどういうことが起きたかと申しますと、形としては函館市の所有ですから、旅行者が入るということを拒むものではないのですが、（浜の湯は）トイレもありませんし混浴状態となります。公の施設だとそのようなことはないのですが、経過からそのような状況になっております。

旅行者等の中にはきちんと利用しない方がおりまして、地先の方からすればそのような利用の仕方はこまるのですが、町会に（入浴を拒む）権限があるかといえども微妙なところではあります。

このような経過から、原田委員からご質問の点につきまして、私も苦慮しておりまして御崎の町内会長さんともお話をし、市としては町内会に財産を譲るといっても一つのやり方だと思っておりますが、泉源を山側にほったものですから、そのポンプの清掃ですとか5、6年に一回程度はポンプの交換などを行わないと維持管理ができない状況で、ポンプの交換となりますと100万円程度の費用がかかることとなります。そう考えますと今の御崎地区の世帯数などから考えますと町内会の財政的に厳しいものがあります。

したがって現在は非常に中途半端な感じになっておりまして私どもの方にも観光客のほうから「市の施設ならなぜ入れないのか」と苦情が寄せられております。一方では（きちんと利用しない旅行者等もいる）状況ですから、本来なら公の施設ですから使い方も全て条例や規則で定めてきちんとしなければならぬのですが、そういった経過の中で恵山支所では年間15万円程度のポンプの電気代とレジオネラ菌の検査手数料を負担しております。そのほかについては基本的に地先の方をお願いしている状況で、確かに中途半端な位置づけになっております。

それでどのように整理すべきかということにつきましては、市の内部でも検討しているところですが、そういった歴史経過もありますのでなかなか難しいのかなど、本来の筋でいえば町内会さんにお渡しするのが正しいのかも知れませんが、そういう財政的な負担を町内会にさせるという難しい面もあるものですから当面は今のような形である程度市の方でコミットして、また地先の方とも協議しながら運営していくと、もしそういった問い合わせがあ

<p>東福委員</p>	<p>れば、そういう経過なので地元の町内会長さんなどに「旅行で来たのだけど入れさせてもらえませんか」と一声かけていただければ「どうぞお入り下さい」と拒む事はないのですが、中には勝手に使って勝手に汚していく人もいるという経過があるものですから今のような状況になっているというのが実情でございます。</p> <p>支所に対するお願いですが、毎年支所管内で健康診断が行われておりますが、現在日浦地区では行われていない。そのため日浦地区の方が尻岸内会館または中浜会館で受診しなければならないのですが、高齢者の方は会場までの足がない状況です。できればその会場までの足の確保をお願いしたいというお願いでございます。</p> <p>健康診断の申し込みの際には住所、氏名、年齢など、受診される方の情報を把握できるでしょうからバスなどによる足の確保をお願いしたい。</p>
<p>工藤課長</p>	<p>健康診断につきましては、（保健所の）東部保健事務所が実施しておりますが、実は平成20年度まで支所管内の8会館全てで行ってございましたが、以前に比べ受信者が大幅に減っているという実態がございます。</p> <p>また実施主体が平成20年度までは函館市だったのですが、それが特定健康診査ということで、健康保険に加入している方が対象ということでさらに受信者が減少することになりました。このため検診の委託機関において採算ベースに合わないということから、日浦・中浜・古武井の3会館での実施を廃止せざるを得ない状況となり、東部保健事務所の方では健康診断の実施場所を集約化して健康診断を実施しているわけですが、確かに足の問題があるかと思えます。この点につきましてこの場でお答えすることはできませんが、今のお話について東部保健事務所へ伝えながら何らかの方策がとれるかどうかについてお話をしたいと思えます。</p>
<p>東福委員</p>	<p>それで、日浦、中浜、古武井、御崎でとりやめているということですので、今申した通り、距離的な問題もありますし年齢的なものありますので、その辺の配慮を支所管内全部に関してお願いしたいと思えます。</p> <p>今この場で回答はできないということですが、来年も健康診断はありますので後程でもご検討、ご回答いただければと思えます。</p>
<p>坂本支所長</p>	<p>健康診断の実施場所について、実施しなくなったということにつきまして私自身不案内な点があり申し訳ありません。</p> <p>今東福委員からお話がありました件につきましては最もな事だと思えますので、日程や時間の調整がつけば福祉バス等で運ぶ事は可能だと思えます。</p> <p>ただ、医師やいろんな方の都合ですとか時間帯の都合ですとか、他の団体</p>

	<p>の利用予定ですとか、いろいろなことがあるとは思いますが、保健所の方とも早めに協議しながらできるだけ足の便の日程調整を図れば、解決できると思いますので、来年に向けてできるだけ足の確保をする方向で努力していきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。</p>
及川委員	<p>旧日ノ浜会館の横の通りについて、あそこは交通が結構激しいものですから、車道と歩道の間ガードする鉄の柵が設置されていますが、歩道側がほとんど草に覆われて通れない状態です。それで、そこを通行するお年寄りなどは車道を歩いていて危険なので歩道の整備をお願いしたい。</p> <p>旧恵山小学校のグラウンドですが、草が伸び放題になっていてすごく景観が悪いです。しかも旧恵山小学校に展示しているものがあって、見学に来た方に対してとても見苦しいですし、春になればつつじ公園に近い人通りも多くなります。あのままの状態では林になってしまうのではないかと思います。草刈りなどをお願いしたい。</p> <p>道道元村恵山線の工事は今止まっていますが再開の予定はいつごろなのかわかる範囲で教えていただきたい。</p>
安田課長	<p>産業建設課から、市道日ノ浜保育所線の事につきまして、歩道工事の実施となりますと難しい面もありますが、草刈りや枝切りについては実施可能な範囲でありますので早速現地を確認して対応してまいりたいと思っております。</p> <p>また、道道元村恵山線につきましては今年度は公有水面埋め立てなどの関係で中断しておりますが、平成22年度に再開する予定になっております。</p>
前田所長	<p>旧恵山小学校につきましては、現在校舎、グラウンドともに市立函館博物館に所管が変更となっております。グラウンドの草刈りにつきましては他の廃校舎と同様使用していないため草が自然に伸びてしまっている状態です。旧恵山小学校のグラウンドにつきましては、つつじまつりの開催に合わせて恵山支所で1回草刈りをしており、校舎裏側の方を年に3回市立函館博物館の方で草刈りを実施しております。雨の多い時期になりますと草がどうしても伸びやすくなるということやグラウンドの草については多少大きくなると草刈り機でうまく刈り取りができないということがございます。</p> <p>これらにつきましては、所管する市立函館博物館とも協議しながら次年度以降、景観がもう少しよくなるように対策を進めて参りたいと思っております。</p>
若山委員	<p>豊浦団地周辺の私有地のことなのですが、昔はきちんとした海産干場だったのですが、今は一つの森のようになっていて、その場所から多くの蛇が発生していて近所に住んでいる方がすごく困っている。</p>

坂本支所長	<p>以前支所の方にも連絡して来ていただき、現地を確認したようですがその後何も音沙汰がないのでどうなったのか。</p> <p>また豊浦団地の敷地内にも小公園のような場所があるが、年に1度草刈りを行うだけなので、そこにもマムシなどがいて困っている。子供たちの安全も考えて対策をお願いしたい。</p> <p>若山委員からのお話の件について、現地を確認してまいります。</p> <p>しかしながら、基本的に私有地につきましては、その方の財産でありますので、役所が手をだすことはなかなかできない状況です。</p> <p>今お話されたような事例は旧函館市内でも、「廃屋になっていて火事になりそうだ」とか「草が伸びていてアレルギーになる」とか「何かものが飛んでくる」などよくあるのですが、私有地について役所が手を出すことはできません。それで、土地の所有者がわかれば、その方にきちんと管理して下さいと消防などからもお願いはするのですが、強制力がないものですからなかなか解決しないというのが実情です。</p> <p>ただ、今お話のありました場所につきましては現地を確認して、所有者等連絡をつけれるものがあれば連絡はとってみますが、役所が私有地の中に入って何かやるということはなかなかできないことなので、できるとすれば地元の町会長さんと協議して注意の看板を立てるとかしかできないと思います。繰り返しになりますが個人の財産の中に役所が入るということは正直やりにくいということがあります。ただ、そういう危険が伴っているということであれば、一定の対応をしなければならぬと思いますので、現地を確認した上で、（所有者等に）ご連絡したいと思います。そういう実情でありますのでご理解をお願いします。</p>
若山委員	<p>先日も周辺の方が集まって草や木を刈り取るかという話もありましたが、今支所長がおっしゃったようなこともあるので、それもできないので、せめて所有者がわかれば話をして対策をしてもらおうという話をしておりました。よろしくをお願いします。</p>
田中委員	<p>道道元村恵山線の日ノ浜地区に「この先通り抜けできません」という標識が立っております。地元に住んでいる方は榎法華方向へ通り抜けできないということだとわかるのですが、恵山や御崎など行き止まりに近い方に標識があるならわかるのですが、日ノ浜に立っているため観光客の方などは、どこが通り抜けできないのかと混乱すると思います。</p>
安田課長	<p>現地を確認して対応したいと思います。</p>
東福委員	<p>先ほど及川委員から話のありました市道の件について、私も毎日のように</p>

	<p>通りますが、非常に交通事故が発生する要因が多い通りだと思っております。これは支所ではなく警察や公安委員会の管轄になると思っておりますが、あの通りを一方通行にできないものかと思っております。</p> <p>これから冬になると路面も凍結していると榎法華方向からくる自動車が右折する際にスリップして民家に衝突したり、車同士で正面衝突している事があります。</p> <p>今コミュニティセンターも建設中ですが、コミュニティセンターの建設を機会に古武井橋方向から来た車は左折できるが、榎法華方向からきた車は右折で市道に入れないように一方通行を実施して欲しい。</p> <p>今東福委員からお話のありました市道については私も通った事がありますが、車も大型化しておりますして道路が細い感じになっております。しかも国道をショートカットするような場所でもありますので利用台数も多いのですが、細いし、カーブもあるし、出口は見通しも悪いなどおっしゃる趣旨はよくわかります。ただ市道に面した場所にお住まいの方もおり、一方通行にしたせいで、お住まいの方が制約を受ける形になりますので、交通安全の観点からは非常に理解できるのですが、そのことにより不便になる方も出て参りますと、そういう方の意見も聞かなければならないということになりますので、最終的に一方通行にするとかしないとかは公安委員会とかと相談しなければならぬのですが、道路は市道ですから道路管理者として一定程度できるのですが、旧函館市内でもあるのですが、お住まいになっている方からはどちら側にも行きたいので反対だと特に西部地区など観光客の多い通りなどは通行止めにした方がいいのではないかという話もあったのですが、住んでいる方にすれば困るという利害関係がでてくるので難しい面もありますが、交通安全という観点からすれば例えば注意の看板を立てるとか道路標識を立てるとかカーブミラーを設置するとか、そのような方法も含めて交通安全という観点から検討したいと思っておりますが、一方通行にするとなるとそういった調整が難しい面もあります。ただ私共も危険を感じておりますので検討させていただきたいと思っております。</p>
坂本支所長	<p>今東福委員からお話のありました市道については私も通った事がありますが、車も大型化しておりますして道路が細い感じになっております。しかも国道をショートカットするよう場所でもありますので利用台数も多いのですが、細いし、カーブもあるし、出口は見通しも悪いなどおっしゃる趣旨はよくわかります。ただ市道に面した場所にお住まいの方もおり、一方通行にしたせいで、お住まいの方が制約を受ける形になりますので、交通安全の観点からは非常に理解できるのですが、そのことにより不便になる方も出て参りますと、そういう方の意見も聞かなければならないということになりますので、最終的に一方通行にするとかしないとかは公安委員会とかと相談しなければならぬのですが、道路は市道ですから道路管理者として一定程度できるのですが、旧函館市内でもあるのですが、お住まいになっている方からはどちら側にも行きたいので反対だと特に西部地区など観光客の多い通りなどは通行止めにした方がいいのではないかという話もあったのですが、住んでいる方にすれば困るという利害関係がでてくるので難しい面もありますが、交通安全という観点からすれば例えば注意の看板を立てるとか道路標識を立てるとかカーブミラーを設置するとか、そのような方法も含めて交通安全という観点から検討したいと思っておりますが、一方通行にするとなるとそういった調整が難しい面もあります。ただ私共も危険を感じておりますので検討させていただきたいと思っております。</p>
二木会長	<p>はい、他に意見等ございますか。</p> <p>(委員から「なし」の声)</p>
二木会長	<p>発言がないようですので、議題4の地域振興全般に関する意見交換については以上で閉めさせていただきます。</p> <p>委員の皆さんには貴重なご意見ありがとうございました。</p>

<p>二木会長</p> <p>沢田課長</p> <p>二木会長</p> <p>二木会長</p>	<p><b>(4) その他</b></p> <p>続いて、議題(4)その他となっておりますが、事務局から何かございますか。</p> <p>いえ、特に説明する事項はございません。</p> <p>それでは、以上で本日の日程はすべて終了致しました。        次回の開催は、3月を予定しております。        日程、議題内容については、正副会長に一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>&lt;委員一同、「はい」の声&gt;</p> <p>以上で平成21年度第2回函館市恵山地域審議会を終了します。        大変ご苦労様でした。</p>
<p>5 閉 会 (16時25分)</p>	